

補助金等取扱基準

補助金等の名称	修学旅行キャンセル料等補助金
補助事業等の目標	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、安全に修学旅行を実施するため実施計画を変更したことに伴い生ずる費用を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図る。
補助事業等の対象者	市内小中学校
補助対象経費	新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の実施時期又は行き先の変更に伴い旅行会社に支払うべき費用であって、次に掲げるもの (1) 企画料 (2) 宿泊料、交通費等に係るキャンセル料
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、補助対象経費の10分の10以内で市長が認める額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症の感染を予防し、安全に修学旅行を実施するための必要経費であるため
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和3年9月24日
補助事業等の終了時期	令和4年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助対象経費に係る支払の請求を証する書類の写し 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 教育委員会 教育総務課 学務係

令和 3年 9月24日 制定 (令和 3年 9月24日 施行)